

京都府立医科大学附属病院 次期総合医療情報システムに係る 部門仮想サーバ構築整備業務 及び保守業務仕様書

内 訳

- 京都府立医科大学附属病院次期総合医療情報システムに係る部門仮想サーバ構築整備業務及び保守業務特記仕様書
- 京都府立医科大学附属病院次期総合医療情報システムに係る部門仮想サーバ構築整備業務及び保守業務詳細仕様書

京都府立医科大学附属病院次期総合医療情報システムに係る

部門仮想サーバ構築整備業務及び保守業務特記仕様書

第1 業務概要

1 事業概要

部門仮想サーバは次期総合医療情報システムの各システムを搭載する非常に重要なサーバであり、当院にて一括調達を行うことで、機器及び運用・管理コストの削減を図るとともに、利用状況に合わせてメモリやディスク容量の最適化を図ることで、効率的なサーバ資源の活用を行うことを目的に、各システムが円滑に稼働できるよう、より良い部門仮想サーバの構築整備及び保守を行う。

2 業務名

京都府立医科大学附属病院次期総合医療情報システムに係る部門仮想サーバ（以下「部門仮想サーバ」という。）構築整備業務及び保守業務

3 業務内容

部門仮想サーバ構築整備業務及び保守業務

（仮想サーバ設計、サーバ等各機器のラッキング等及びOSのインストール、各システムベンダー及びネットワークベンダーとの調整、機器設定、検証、テストも含む。）

4 契約期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

ただし、令和2年1月10日までに部門仮想サーバに搭載予定の各システムが運用開始できるよう整備するものとする。

第2 システム構築要件

1 基本要件

- (1) 部門仮想サーバについては、次期総合医療情報システムの各システムを稼働するために重要なサーバであることから、安定稼働が当然に求められるとともに、増大するデータ量を速やかに処理するだけでなく、できるだけシステムを停止せずに稼働できるよう障害発生時に備えた対策や効率的にメモリやディスク容量などのサーバ資源を活用できる仕組み及び保守体制であること。
- (2) 部門仮想サーバには多数のシステムに係るサーバを集約するため、システム構築を円滑に進められるよう、各システムベンダーと密に連携をとり、齟齬がないよう積極的に調整すること。
- (3) 年々増加する大容量のデータを滞りなく処理できるよう、SSDやフラッシュメモリ等を活用した構成とし、共有ストレージは100,000 IOPS程度を発揮できること。
- (4) データの流出、不正アクセス等を防止するため、セキュリティを考慮したシステムを実現すること。
- (5) 当院の運用管理規程等のセキュリティポリシー及び厚生労働省が定める最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に常に準拠すること。

2 調達機器及びシステムの機能

別添詳細仕様書のとおり（詳細仕様書別紙1のうち、No. 5～No. 8 2に記載の各サーバが特記仕様書及び詳細仕様書に記載の構成と同等性能で稼働できる場合、数量及び機器構成等が仕様書の記載と異なっても同等のものとして整備可能とする。その場合、落札者は当院に同等性能で稼働できることを説明し、承認を受けなければならない。）

なお、次期総合医療情報システムの各システムの更新が円滑に進められるよう、各システムベンダーと密に協議を行い、互いに協力して円滑な仮想サーバ構築整備を行うこととし、これらの協議は、原則落札者が率先して行うこと。ただし、詳細仕様書別紙1に記載の各サーバの必要スペック、ソフトウェアについては、公告日時点の情報であり、今後の各システム開発WG等により、追加・変更等が発生する可能性があるため、柔軟に対応すること。

また、本仕様書に示す機能等は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、当院の次期総合医療情報システムに係る部門仮想サーバを稼働させるために当然備えるべき事項については含まれるものとする。

3 納入要件

- (1) 採用する仮想基盤等は、信頼性、セキュリティの確保等に適したものであること。
- (2) 導入する機器及びシステムは、少なくとも2025年12月末まで運用する計画のため、業務を遂行するのに十分な機能を持ち安定稼働が可能なハードウェア及びソフトウェアを導入すること。
- (3) 納入するハードウェア類は、スペック等を明らかにして、事前に当院の承諾を得ること。
- (4) 納入するハードウェア及びソフトウェアの不具合の対応について、初期の不具合が発生した場合（当院の責めに帰す場合を除く）、不具合の特定を行い、当院にその詳細な報告及び了解を得た上で、納入検査確認後無償で必要な措置を行うものとする。
- (5) ラック搭載、メモリ増設等内蔵及び外部接続品との接続、OS（ホスト及びゲスト）ならびにソフトウェアのインストール、現地調整作業等のネットワークシステムを構築するために必要な工事等は全て含むものとする。
- (6) 現システムで管理している設定情報等が必要となる場合は、現内容を見直した上で必要な情報のみを移行することを原則とし、不明な設定情報等がない状態に整理することで、新システム稼働後の円滑な運用を実現すること。
- (7) データ移行を実施するにあたり、当院の作業が通常業務を行いながらの作業となるため、負担の軽減及び効率的な方法を提案し実施すること。
- (8) 最終納入期限は令和2年1月であるが、各システム開発ベンダーへの部門仮想サーバ開放については、令和元年8月～9月頃を想定している。

4 納入設置作業

サーバ機器類の設置、各種工事及び設定、ネットワーク接続及びOSや修正パッチ、各種ソフトウェアのインストール作業を行うこと。作業を実施するにあたっては、当院及び各システムベンダーと事前に調整すること。

なお当院サーバ室への機器及びラック設置については、耐荷重を十分に考慮し一箇所に過度に荷重がかからない構成とすること。

サーバ室のスペース及び荷重状況により、一度設置した機器を別の場所に移設せざるを得ない状況が発生する可能性があるため、機器を手戻りなく設置できるよう各機器納入ベンダーと十分に調整すること。なお移設する必要が生じた場合は、本業務落札者の負担により移設等行うこと。なお、これに必要となる各種材料、機材等についても本業務落札者が負担するものとする。

5 その他

仮想サーバの運用管理及び各種機器の操作方法等について、当院に説明すること。

各システム等に障害が発生した等により当院から協力要請の依頼を受けた際は、障害の切り分け作業や原因調査、仮想サーバの再構築等について柔軟に対応すること。

仮想サーバに搭載している各サーバに割り当てたコア数やメモリ、ディスク容量について最適化を図ることができるよう、一定期間のリソース利用状況を分析し各サーバへの最適な割り当てについて、当院が求めた際（年に1～2回程度）に助言・提案し、当院の求めにより再設定を実施すること。

第3 その他

1 次の成果物を提出すること。提出部数及び媒体については当院と協議して決定すること。また、下記に記載のないもので当院が必要と判断した場合は、別途協議の上納入すること。

- ① 基本設計書
- ② 詳細設計書（基本設計書に含む形式でも可とする）
- ③ 物理構成図及び結線図
- ④ 論理構成図
- ⑤ サーバ構成一覧表
- ⑥ テスト報告書（計画書含む）
- ⑦ 仮想サーバの構成等に係る情報を示すもので当院の指示するもの 等

2 経費積算においては、安価で効率的な部門仮想サーバ構築を行うために最大限努力すること。また、別添詳細仕様書に記載の機器以外（以上）の機器が必要な構成を想定する場合は、それを実現するために必要な不足機器及び作業を本調達にて調達すること。

なお部門仮想サーバに集約するサーバには、一部 OracleDatabase を利用するサーバが含まれているため、ORACLE 社のライセンス契約に違反しない構成とすること。また ORACLE 社との調整及び申請が必要な場合は、落札者にて行うこと。

3 契約書、特記仕様書、詳細仕様書に定めのない事項は、別途協議の上定めるものとする。

本契約は仮想サーバ構築業務及び保守業務であり、技術の進歩及び状況の変化の著しい分野での整備であることを考慮し、当院において最適の部門仮想サーバが整備・保守されるよう当院と十分に協議し、柔軟に提案及び仕様変更等の協議に応じること。なお、本特記仕様書と別添詳細仕様書において記載が異なる場合は、原則本特記仕様書を優先する。ただし、本特記仕様書を優先することによりスペック・機能等の低下が発生すると想定される場合はこの限りでなく、当院との協議により決定する。